

新旧対照表

新	旧
<p>令和5年度長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱</p> <p>第1 ～ 第4 (12) (省略)</p> <p><u>第4 (13) 及び (14) 削除</u></p> <p>第5 ～ 第12 2 (省略)</p> <p>第12 3 第12 3 前2項の書類の提出期限は、当該年度の補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。ただし、別表中「<u>新型コロナウイルス感染症重症患者等入院医療機関病床確保事業</u>」及び「<u>新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業</u>」における前2項の書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日とする。</p> <p>第13 及び 第14 (省略)</p> <p>第15 補助事業者が補助事業の円滑な遂行を図るため、知事が必要と認めるときは、交付決定額の100分の80の範囲内において、1回に限り補助金の概算払をすることができる。ただし、「医療人材確保・派遣等支援事業」及び「医療従事者宿泊施設確保事業」については、交付決定額の範囲内において1回に限り、「<u>新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関病床確保事業</u>」、「<u>新型コロナウイルス感染症専用病棟等受入体制整備支援事業</u>」、「<u>新型コロナウイルス感染症重症患者等入院医療機関病床確保事業</u>」及び「<u>新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業</u>」については、交付決定額の範囲内において、概ね5月、7月、10月及び1月に、4回を限度に補助金の概算払をすることができるものとする。</p>	<p>令和5年度長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱</p> <p>第1 ～ 第4 (12) (省略)</p> <p><u>(13) 別表「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関病床確保事業」及び「新型コロナウイルス感染症専用病棟等受入体制整備支援事業」における病床確保に関して、知事や新型コロナウイルス感染症患者等の入院調整を行う医療機関等から新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入要請があった場合は、正当な理由なく断ってはならないこと。</u></p> <p><u>(14) 別表「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関病床確保事業」及び「新型コロナウイルス感染症専用病棟等受入体制整備支援事業」における病床確保に関して、補助事業者は新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）及び新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理システム（HER-SYS）に病床の使用状況等の入力を実際に行うことにより入院受入状況及び受入可能病床数等を正確に把握できるようにしなければならないこと。</u></p> <p>第5 ～ 第12 2 (省略)</p> <p>第12 3 前2項の書類の提出期限は、当該年度の補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。ただし、別表中「<u>新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関病床確保事業</u>」及び「<u>新型コロナウイルス感染症専用病棟等受入体制整備支援事業</u>」における前2項の書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日とする。</p> <p>第13 及び 第14 (省略)</p> <p>第15 補助事業者が補助事業の円滑な遂行を図るため、知事が必要と認めるときは、交付決定額の100分の80の範囲内において、1回に限り補助金の概算払をすることができる。ただし、「医療人材確保・派遣等支援事業」及び「医療従事者宿泊施設確保事業」については、交付決定額の範囲内において1回に限り、「<u>新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関病床確保事業</u>」及び「<u>新型コロナウイルス感染症専用病棟等受入体制整備支援事業</u>」については、交付決定額の範囲内において、概ね5月、7月、10月及び1月に、4回を限度に補助金の概算払をすることができるものとする。</p>

新

第15 2 ～ 第17 (省略)

附 則(令和5年4月19日付け5感第37号)

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。ただし、別表中「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関病床確保事業」及び「新型コロナウイルス感染症専用病棟等受入体制整備支援事業」は、令和5年1月1日から適用する。

附 則(令和5年7月7日付け5感第196号)

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。ただし、別表中「外来対応医療機関設備整備等事業」のうち「外来対応医療機関確保事業」は令和5年3月10日から、「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関病床確保事業」及び「新型コロナウイルス感染症専用病棟等受入体制整備支援事業」は令和5年1月1日から適用する。

附 則(令和5年10月2日付け5感第354号)

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。ただし、別表中「新型コロナウイルス感染症重症患者等入院医療機関病床確保事業」及び「新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業」は令和5年10月1日から適用する

(別表) (第2関係)

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率
帰国者・接触者外来等設備整備事業	帰国者・接触者外来等の開設者等	次により算出された額の合計額 医療用シェルター等（簡易診療室）及び付帯する備品 知事が必要と認めた額	当該年度に係る 帰国者・接触者外来等を運営するために必要な次の経費 簡易診療室として使用する医療用シェルター（但し堅固なフレームを有する者に限る）等及び付帯する備品の借入れ ※ただし、令和4年度以前から継続して借入をしているものに限る <u>※ただし、令和5年9月30日までの事業を対象とする。</u>	10/10 以内

旧

第15 2 ～ 第17 (省略)

附 則(令和5年4月19日付け5感第37号)

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。ただし、別表中「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関病床確保事業」及び「新型コロナウイルス感染症専用病棟等受入体制整備支援事業」は、令和5年1月1日から適用する。

附 則(令和5年7月7日付け5感第196号)

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。ただし、別表中「外来対応医療機関設備整備等事業」のうち「外来対応医療機関確保事業」は令和5年3月10日から、「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関病床確保事業」及び「新型コロナウイルス感染症専用病棟等受入体制整備支援事業」は令和5年1月1日から適用する。

(新設)

(別表) (第2関係)

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率
帰国者・接触者外来等設備整備事業	帰国者・接触者外来等の開設者等	次により算出された額の合計額 医療用シェルター等（簡易診療室）及び付帯する備品 知事が必要と認めた額	当該年度に係る 帰国者・接触者外来等を運営するために必要な次の経費 簡易診療室として使用する医療用シェルター（但し堅固なフレームを有する者に限る）等及び付帯する備品の借入れ ※ただし、令和4年度以前から継続して借入をしているものに限る	10/10 以内

新				旧					
外来対応医療機関設備整備等事業	別添1のとおり			10/10 以内	外来対応医療機関設備整備等事業	別添1のとおり			10/10 以内
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備等整備事業	新型コロナウイルス感染症患者の受入可能な病床を増設する医療機関の開設者	<p>次により算出された額×知事が必要と認めた数の合計額</p> <p>①(1) 初度設備費 133,000 円/床 (2) 簡易陰圧装置 4,320,000/床 (3) 簡易ベッド 51,400/台 (4) HEPA フィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る) 905,000 円/施設 (5) HEPA フィルター付パーテーション 205,000 円/台</p> <p>②人工呼吸器及び付帯する備品 5,000,000 円</p>	<p>当該年度に係る新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために必要な次の経費</p> <p>① <u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・初度設備費 ・簡易陰圧装置 ・簡易ベッド ・HEPA フィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る) ・HEPA フィルター付きパーテーション <p>②その他 ・人工呼吸器及び付帯する備品の借入れ ※ただし、令和4年度以前から継続して借入れをしているものに限る。 <u>※ただし、令和5年9月30日までの事業を対象とする。</u></p>	10/10 以内	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備等整備事業	<p><u>知事が新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床の確保を依頼した医療機関の開設者 ※ただし、①については新たに新型コロナウイルス感染症入院患者の受入を予定する医療機関及び確保病床を継続して有する医療機関のうち、令和5年5月7日時点の確保病床数を上回り新型コロナウイルス感染症患者の受入れを予定する医療機関のみ対象</u></p> <p>次により算出された額×知事が必要と認めた数の合計額</p> <p>①(1) 初度設備費 133,000 円/床 (2) 簡易陰圧装置 4,320,000/床 (3) 簡易ベッド 51,400/台 (4) HEPA フィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る) 905,000 円/施設 (5) HEPA フィルター付パーテーション 205,000 円/台</p> <p>②人工呼吸器及び付帯する備品 5,000,000 円</p>	<p>当該年度に係る新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために必要な次の経費</p> <p>① <u>新たに新型コロナウイルス感染症入院患者の受入を予定する医療機関及び確保病床を継続して有する医療機関のうち、令和5年5月7日時点の確保病床数を上回り新型コロナウイルス感染症患者の受入れを予定する医療機関のみ対象</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・初度設備費 ・簡易陰圧装置 ・簡易ベッド ・HEPA フィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る) ・HEPA フィルター付きパーテーション <p>②その他 ・人工呼吸器及び付帯する備品の借入れ ※ただし、令和4年度以前から継続して借入れをしているものに限る。</p>	10/10 以内	

新					旧					
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関病床確保事業	新型コロナウイルス感染症重点医療機関（重点医療機関）患者を受け入れる病床の確保を依頼した医療機関の開設者（重点医療機関）のうち、重点医療機関以外の医療機関の開設者（一般医療機関）	次により算出された額の合計額			10/10 以内	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関病床確保事業	知事が新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる病床の確保を依頼した医療機関の開設者（重点医療機関以外）の開設者（一般医療機関）	次により算出された額の合計額		
		<p>①稼働病床及び休止病床の確保料 別添2（1）の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 ただし、令和5年5月7日までの病床確保料について、別に定める即応病床使用率の基準等を満たさない場合は、別添3（1）の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 なお、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの病床確保料は、別に定める基準を満たさない場合、算出された稼働病床及び休止病床の確保料を別添4①から⑤までのいずれかにより調整する</p> <p>②退院後消毒等に要した経費 知事が必要と認めた額</p>	当該年度に係る	<p>①空床確保に要する経費</p> <p>②新型コロナウイルス感染症患者退院後の消毒費用</p> <p>※ただし、令和5年9月30日までの事業を対象とする。</p>				<p>①稼働病床及び休止病床の確保料 別添2（1）の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 ただし、令和5年5月7日までの病床確保料について、別に定める即応病床使用率の基準等を満たさない場合は、別添3（1）の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 なお、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの病床確保料は、別に定める基準を満たさない場合、算出された稼働病床及び休止病床の確保料を別添4①から⑤までのいずれかにより調整する</p> <p>②退院後消毒等に要した経費 知事が必要と認めた額</p>	当該年度に係る	<p>①空床確保に要する経費</p> <p>②新型コロナウイルス感染症患者退院後の消毒費用</p>

新					旧				
新型コロナウイルス感染症専用病棟等受入体制整備支援事業	新型コロナウイルス感染症重点医療機関（重点医療機関）として知事が指定した医療機関の開設者、または知事が国と協議して重点医療機関として指定したものとみなした医療機関の開設者	次により算出された額の合計額○稼働病床及び休止病床の確保料 別添2（2）の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 ただし、令和5年5月7日までの病床確保料について、別に定める即応病床使用率の基準等を満たさない場合は、別添3（2）の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 なお、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの病床確保料は、別に定める基準を満たさない場合、算出された稼働病床及び休止病床の確保料を別添4①から⑤までのいずれかにより調整する	当該年度に係る空床確保に要する経費 <u>※ただし、令和5年9月30日までの事業を対象とする。</u>	10/10 以内	新型コロナウイルス感染症重点医療機関（重点医療機関）として知事が指定した医療機関の開設者、または知事が国と協議して重点医療機関として指定したものとみなした医療機関の開設者	次により算出された額の合計額○稼働病床及び休止病床の確保料 別添2（2）の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 ただし、令和5年5月7日までの病床確保料について、別に定める即応病床使用率の基準等を満たさない場合は、別添3（2）の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 なお、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの病床確保料は、別に定める基準を満たさない場合、算出された稼働病床及び休止病床の確保料を別添4①から⑤までのいずれかにより調整する	当該年度に係る空床確保に要する経費	10/10 以内	

新					旧				
<p><u>新型コロナウイルス感染症重症患者等入院医療機関病床確保事業</u></p>	<p><u>新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる病床の確保を県が依頼した医療機関の開設者</u></p>	<p><u>次により算出された額の合計額</u> <u>稼働病床及び休止病床の確保料</u> <u>別添5の該当する病床の上</u> <u>限額×知事が必要と認めた</u> <u>日数</u></p>	<p><u>当該年度に係る</u> <u>空床確保に要する経費</u> <u>※ただし、令和5年10月1</u> <u>日から令和6年3月31日ま</u> <u>での事業を対象とする。</u></p>	<p><u>10/10 以内</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>				

新					旧				
新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業	新型コロナウイルス感染症の院内感染が発生し、院内感染に対応するために病床を確保した医療機関の開設者	次により算出された額の合計額 稼働病床及び休止病床の確保料 別添5の該当する病床の上 限額×知事が必要と認めた 日数	当該年度に係る 空床確保に要する経費 ※ただし、令和5年10月1 日から令和6年3月31日ま での事業を対象とする。	10/10 以内	(新設)				
医療人材確保・派遣等支援事業	医療従事者を派遣する医療機関等の開設者	別添6のとおり	当該年度に係る 派遣後の診療体制を構築する ための経費、派遣する医療従 事者の旅費・宿泊費等（賃 金、報酬、謝金、旅費、役務 費（保険料）、委託料） ※新型コロナウイルス感染症 患者を診療する医療従事者派 遣体制の確保事業について は、上記に加え、次の経費も 対象とする 需用費（消耗品費、材料費、 燃料費、食糧費）、役務費	10/10 以内	医療人材確保・派遣等支援事業	医療従事者を派遣する医療機関等の開設者	別添5のとおり	当該年度に係る 派遣後の診療体制を構築する ための経費、派遣する医療従 事者の旅費・宿泊費等（賃 金、報酬、謝金、旅費、役務 費（保険料）、委託料） ※新型コロナウイルス感染症 患者を診療する医療従事者派 遣体制の確保事業について は、上記に加え、次の経費も 対象とする 需用費（消耗品費、材料費、 燃料費、食糧費）、役務費	10/10 以内

新				
			(通信運搬費、手数料)、使用料及び賃借料	
医療従事者 宿泊施設確保事業	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関等の開設者	・医療従事者宿泊施設確保経費 1室当たり 13,100 円/日 1食当たり 1,500 円 ※ただし、所要経費が上記を下回る場合、その額とする。	当該年度に係る医療従事者の宿泊費、食糧費等 ※ただし、令和5年4月1日から令和5年5月7日までの事業を対象とする。	10/10 以内

注 事業の目的、内容、留意事項等は、別に定める事業実施要領によるものとする。

別添 1

外来対応医療機関設備整備等事業

事業名	補助事業者	補助基準額	補助対象経費	備考
外来対応医療機関確保事業	令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）の対応を行い、少	次により算出された額 外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等 右記補助対象経費の合計で 500,000 円/施設	新たに外来対応医療機関の対応を実施するために必要となる初度設備等の整備のうち、令和5年3月10日以降に生じた、以下に係る経費 ・患者案内のための看板の設置料 ・ホームページ上に外来対応医療機関であること を明記するための改修費 ・換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費 ・医療機器（パルスオキシメータ等）の購入費 ・非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費	<u>令和5年3月10日から令和6年3月31日までの事業を対象とする。</u>

旧				
			(通信運搬費、手数料)、使用料及び賃借料	
医療従事者 宿泊施設確保事業	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関等の開設者	・医療従事者宿泊施設確保経費 1室当たり 13,100 円/日 1食当たり 1,500 円 ※ただし、所要経費が上記を下回る場合、その額とする。	当該年度に係る医療従事者の宿泊費、食糧費等 ※ただし、令和5年4月1日から令和5年5月7日までの事業を対象とする。	10/10 以内

注 事業の目的、内容、留意事項等は、別に定める事業実施要領によるものとする。

別添 1

外来対応医療機関設備整備等事業

事業名	補助事業者	補助基準額	補助対象経費	備考
外来対応医療機関確保事業	令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）の対応を行い、少	次により算出された額 外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等 右記補助対象経費の合計で 500,000 円/施設	新たに外来対応医療機関の対応を実施するために必要となる初度設備等の整備のうち、令和5年3月10日以降に生じた、以下に係る経費 ・患者案内のための看板の設置料 ・ホームページ上に外来対応医療機関であること を明記するための改修費 ・換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費 ・医療機器（パルスオキシメータ等）の購入費 ・非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費	<u>令和5年3月10日から令和5年9月30日までの事業を対象とする。</u>

新					旧				
	なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関の開設者					なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関の開設者			
外来対応医療機関設備整備事業	<p>新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。）を診療した実績がある外来対応医療機関の開設者</p>	<p>次により算出された額×知事が必要と認めた数の合計額</p> <p>(1)HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 905,000 円/台 （1 医療機関あたり 1 台まで）</p> <p>(2)HEPA フィルター付きパーテーション 205,000 円/台 （1 医療機関あたり 2 台まで）</p> <p>(3)簡易ベッド 51,400 円/台 （1 医療機関あたり 1 台まで）</p>	<p>当該年度に係る外来対応医療機関の設備整備に要する以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） ・HEPA フィルター付きパーテーション ・簡易ベッド 	<p><u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業を対象とする。</u></p>	外来対応医療機関設備整備事業	<p>新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。）を診療した実績がある外来対応医療機関の開設者</p>	<p>次により算出された額×知事が必要と認めた数の合計額</p> <p>(1)HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 905,000 円/台 （1 医療機関あたり 1 台まで）</p> <p>(2)HEPA フィルター付きパーテーション 205,000 円/台 （1 医療機関あたり 2 台まで）</p> <p>(3)簡易ベッド 51,400 円/台 （1 医療機関あたり 1 台まで）</p>	<p>当該年度に係る外来対応医療機関の設備整備に要する以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） ・HEPA フィルター付きパーテーション ・簡易ベッド 	<p><u>令和5年4月1日から令和5年9月30日までの事業を対象とする。</u></p>

新	旧
<p>別添2～4 (略)</p> <p>別添5</p> <p><u>【稼働病床の病床確保料の上限額】</u></p> <p><u>ICU 1床当たり121,000円(174,000円) /日</u></p> <p><u>HCU 1床当たり85,000円(85,000円) /日</u></p> <p><u>上記以外の病床 1床当たり29,000円(30,000円) /日</u></p> <p><u>【休止病床の病床確保料の上限額】</u></p> <p><u>ICU 1床当たり121,000円(174,000円) /日</u></p> <p><u>HCU 1床当たり85,000円(85,000円) /日</u></p> <p><u>上記以外の病床 1床当たり29,000円(30,000円) /日</u></p> <p>※特定機能病院は()内の額</p> <p>※休止病床は、即応病床1床あたり1床まで(ICU・HCU病床は2床まで)とする。</p> <p>※ただし、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)」に基づく、重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床(療養病床含む。)は16,000円/日</p>	<p>別添2～4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新

別添6

医療人材確保・派遣等支援事業

事業名	補助基準額	備考
新型コロナウイルス感染症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	医師 1人1時間当たり 7,550円 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円 <u>(削除)</u> 新型コロナウイルス感染症患者の診療体制構築に要した経費の実費相当額	<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</u> <u>の事業を対象とする。</u>
新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業	医師 1人1時間当たり 7,550円 薬剤師 1人1時間当たり 2,760円 重点医療機関に派遣する場合 医師 1人1時間当たり 15,100円 薬剤師 1人1時間当たり 8,280円	令和5年4月1日から令和5年5月7日までの事業を対象とする。

旧

別添5

医療人材確保・派遣等支援事業

事業名	補助基準額	備考
新型コロナウイルス感染症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	医師 1人1時間当たり 7,550円 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円 重点医療機関に派遣する場合 医師 1人1時間当たり 15,100円 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 8,280円 新型コロナウイルス感染症患者の診療体制構築に要した経費の実費相当額	<u>令和5年4月1日から令和5年9月30日まで</u> <u>の事業を対象とする。</u>
新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業	医師 1人1時間当たり 7,550円 薬剤師 1人1時間当たり 2,760円 重点医療機関に派遣する場合 医師 1人1時間当たり 15,100円 薬剤師 1人1時間当たり 8,280円	令和5年4月1日から令和5年5月7日までの事業を対象とする。

新			旧		
新型コロナウイルス 感染症の影響に対応 した医療機関の地域 医療支援体制構築事 業	医師 1人1時間当たり 2,265円 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 562円		新型コロナウイルス 感染症の影響に対応 した医療機関の地域 医療支援体制構築事 業	医師 1人1時間当たり 2,265円 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 562円	